

三菱原子燃料株式会社
計量管理規定の変更について

1. 審査の結果

三菱原子燃料株式会社に係る計量管理規定に関し、三菱原子燃料株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和元年9月20日付け三原燃第19-0407号）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないと認められる。

2. 申請の概要

- (1) 申請者名：三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治
- (2) 申請日：令和元年9月20日
- (3) 申請の理由：事業許可変更にもなう変更内容反映のため
- (4) 申請の内容：計量管理規定の変更認可申請書によれば、変更の内容は以下のとおり。
 - ①事業許可変更にもなう変更内容反映のため
 - ②計量管理組織の明確化のため
 - ③記載内容の適正化のため

3. 審査の内容

審査にあたっては、計量管理規定の変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」に該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

- (1) 事業許可変更にもなう変更内容反映のため
本変更は事業許可変更にもなう変更であり、許可内容に相違ないことを提出された新旧対照表をもって確認した。
- (2) 三菱原子燃料株式会社の計量管理組織を明確にするための変更
提出された新旧対照表をもって確認をしたところ、本変更は、三菱原子燃

料株式会社の計量管理組織の細部の明確化を行っており、「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

(3) 記載の適正化

提出された新旧対照表をもって確認したところ、記載の適正化による変更が適切に行われていることを確認した。